

## 新潟県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第5条の規定にもとづき、第三者評価機関（以下、「評価機関」という。）の認証基準および認証に関する手続き等必要な事項を定め、公正で信頼のおける第三者評価事業の普及・定着に資することを目的とする。

### (認証基準)

第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする。

- (1) 法人格を有すること
- (2) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者がいないこと
- (3) 評価機関自らが福祉サービスを提供していないこと
- (4) 所属する評価調査者は次の①又は②に掲げる要件のいずれかを満たしており、かつ、それぞれ1人以上が所属していること
  - ① 組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - ② 福祉・保健・医療分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (5) 評価調査者は、いずれの者も県が行う評価調査養成研修又はこれに相当する研修を修了していること。ただし、全国社会福祉協議会が行う社会的養護関係施設評価調査者養成研修を修了し、県が行う評価調査養成研修を修了しているとみなした者は含めることができない。
- (6) 第7条の規定を遵守して評価調査を実施するものであること
- (7) 第11条の規定により、県への報告、協力を行うこと

### (認証申請)

- 第3条 評価機関として認証を受けようとするものは、「新潟県福祉サービス第三者評価機関認証申請書」（以下、「申請書」という。）（様式第1号）に必要な書類を添付し、県に申請を行うものとする。
- 2 現に評価機関として認証を受けているものが、その有効期間満了後に引き続き評価機関としての認証を受けようとする場合（以下、「認証更新」という。）は、有効期間満了の1ヶ月前までに申請書に必要な書類を添付し、県に申請を行うものとする。

### (認証)

- 第4条 県は、前条第1項の申請を受けて、第2条に定める認証基準に基づく審査を行い、要件を全て満たす場合は、これを認証する。また、前条第2項の認証更新の申請を受けた場合も同様とする。
- 2 県は、第3条第1項の認証にあたっては、あらかじめ新潟県第三者評価推進委員会（以下、「推進委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(認証等の通知)

第5条 県は、評価機関を認証した場合は、「新潟県福祉サービス第三者評価機関認証通知書」(様式第2号)を交付する。

2 県は、評価機関を認定しないこととしたときは、「新潟県福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」(様式第3号)を交付する。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は3年とする。

(遵守事項)

第7条 評価機関は、次に掲げる各号を遵守し第三者評価を行うこと

- (1) 評価機関が関係する福祉サービス事業者の評価を行わないこと
- (2) 評価機関の会員等である福祉サービス事業者、又は評価機関の会員等が経営している福祉サービス事業者、評価機関の代表者や理事、役員等が関係する福祉サービス事業者の評価を行わないこと  
ただし、外部の委員による評価決定委員会(以下「評価決定委員会」という。)を設置し、評価結果の決定に当たって当該委員会の承認を得る場合は、この限りでない。
- (3) 前号に規定する評価決定委員会の委員は、次に掲げる者であって、①から③までのいずれからも2人以上の概ね同数で構成されること。この場合において、当該委員には、評価決定委員会を設置する評価機関の代表者、理事、役員、その他評価機関と雇用関係にある者が含まれていないこと。
  - ① 福祉、医療、保健、法律及び経営等の学識経験者
  - ② 福祉サービス提供者又は経営者
  - ③ 福祉サービス利用者又は一般県民
- (4) 所属評価調査者に、評価調査者が関係する福祉サービス事業者の評価を行わせないこと
- (5) 評価機関は、評価契約締結後3年間は、評価を実施した事業者の事業に関係しないこと
- (6) 1件の第三者評価には2人以上の評価調査者がチームをつくり一貫して評価に当たること。また、当該チームには、第2条第4号①又は②の要件を満たす者がそれぞれ1人以上含まれていること
- (7) 評価調査者に対して、県が実施する評価調査者養成研修及び継続研修の受講機会を確保すること  
なお、第三者評価機関自らも研修を実施し、評価調査者の資質向上に努めること
- (8) 第三者評価の実施にあたっては、県が定める評価基準及び評価手法を全て取り込んで評価を行うこと。なお、評価機関が別途独自の評価基準項目を加えて行っても差し支えないものとする。
- (9) 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備し、評価に対する意見や苦情等の内容を書面等に記録すること
- (10) 評価機関の役員、評価調査者及び職員は、評価を実施する上で知り得た情報を漏えいしないこと
- (11) 次に掲げる規程等を整備し、公開すること
  - ① 所属する評価調査者一覧(研修受講歴・資格・経歴を含むもの)
  - ② 事業内容等に関する規程(第三者評価を実施するサービス種別を含む)

- ③ 標準的な評価手法に関する書類
- ④ 倫理規程
- ⑤ 守秘義務に関する規程
- ⑥ 苦情解決体制（窓口・責任者等）及び苦情解決規程
- ⑦ 料金表
- ⑧ 第三者評価事業の実績
- ⑨ 評価決定委員会を設置している場合は、委員会規則及び委員一覧

（変更の届出）

第8条 認証を受けた評価機関は、第3条で規定する申請書に記載する事項および申請書に添付した書類の内容に変更が生じたときは、変更の事由が発生した日から30日以内に「新潟県福祉サービス第三者評価機関変更届」（様式第4号）に必要な書類を添付し、県に変更内容を届け出なければならない。

（認証の辞退）

第9条 評価機関は、認証後に評価事業を廃止しようとするとき又は認証を辞退しようとするときは、速やかに「新潟県福祉サービス第三者評価機関認証辞退届」（様式第5号）を県に提出しなければならない。

（改善の勧告、第三者評価事業の制限または停止、認証の取り消し）

第10条 評価機関が次のいずれかに該当する場合、県は、当該評価機関に対して改善の勧告、第三者評価事業の制限又は停止を命じることができるほか、認証の取り消しを行うことができる。

- (1) 第2条に定める認証要件のいずれか一つが欠けた場合
  - (2) 一定期間事業実績がない場合
  - (3) 不正な行為が行われた場合
- 2 前項の規定により、改善の勧告、第三者評価事業の制限または停止を命じる場合及び認証の取り消しを行う場合においては、あらかじめ推進委員会の意見を聴くものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消したときは、「新潟県福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」（様式第6号）を交付する。
- 4 第1項の規定により認証を取り消したときは、県が推進委員会の意見を聴いて定める期間を経過した後でなければ、再び認証を受けることができない。

（県への報告、協力）

第11条 評価機関は県に対して次の各号に掲げる報告、協力を行わなければならない。

- (1) 4月から翌年3月末までの1年間の評価実績等について、毎年4月30日までに、県に対して「新潟県福祉サービス第三者評価事業・実績報告書」（様式第7号）を提出すること
- (2) 次の書類について、県が必要に応じて公表することを承諾すること
  - ① 第3条に規定する「申請書」及び必要な添付書類
  - ② 第8条に規定する「変更届」及び必要な添付書類
  - ③ 前号の「実績報告書」
- (3) 評価の適正な実施を目的として県が行う調査等に協力すること
- (4) 県が別に定める「新潟県福祉サービス第三者評価事業公表要領」に基づき、評価結果等を県へ報告すること。また、報告した評価結果について、福祉サービス事業者の同意を得た評価結果を県が公表することを承諾すること

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成19年3月30日から施行する。

附則

この要領は、平成22年6月7日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年7月17日から施行する。

(様式第1号) (第3条関係)

新潟県福祉サービス第三者評価機関認証申請書 (新規・更新)

平成 年 月 日

新潟県知事

様

申請者 所在地

法人名

印

代表者氏名

新潟県福祉サービス第三者評価機関として認証を受けたいので、新潟県福祉サービス第三者評価機関認証要領第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 第三者評価事業を実施する部署・連絡先等

申請法人の状況	フリガナ				
	法人名 (評価機関名)				
	代表者名	役職名		フリガナ	
				氏名	
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )			
	責任者	役職名		フリガナ	
				氏名	
	電話・FAX番号	電話		FAX	
ホームページアドレス					
連絡先メールアドレス					
評価に係る事務所 (主たる事務所以外で評価を実施する法人のみ記入すること)	所在地	(郵便番号 - )			
	責任者	役職名		フリガナ	
				氏名	
電話・FAX	電話		FAX		
対応可能な評価分野					

【備考】

- 新規、更新のうち該当するものを○で囲むこと。
- 法人名と評価機関名が同一の場合は、評価機関名の記入は不要である。

(様式第2号)(第5条関係)

新潟県福祉サービス第三者評価機関認証通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

新潟県知事 印

平成 年 月 日付けで申請のありました新潟県における福祉サービス第三者評価機関の認証については、審査した結果、貴法人を下記のとおり評価機関として認証しましたので通知します。

記

- 1 評価機関として認証した法人名（評価機関名）
- 2 認証番号
- 3 認証期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの3年間
- 4 その他  
申請書及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、新潟県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第8条の規定により届け出てください。

(様式第3号)(第5条第2項関係)

新潟県福祉サービス第三者評価機関不認証通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

新潟県知事 印

平成 年 月 日付けで申請のありました新潟県における福祉サービス第三者評価機関の認証については、審査した結果、貴法人を下記の理由により評価機関として認証しないこととしましたので通知します。

記

理 由

(様式第4号)(第8条関係)

新潟県福祉サービス第三者評価機関変更届

平成 年 月 日

新潟県知事 様

所在地 〒

評価機関名  
(法人名)

代表者氏名 印

認証番号

新潟県における福祉サービス第三者評価機関として提出した書類の内容に下記のとおり変更が生じたので、新潟県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第8条の規定により届け出ます。

記

変更事項		
変更内容	(変更前)	(変更後)
変更年月日	平成 年 月 日	
変更理由		

(注) 変更後の関係書類を添付してください。



(様式第5号) (第9条関係)

新潟県福祉サービス第三者評価機関認証辞退届

平成 年 月 日

新潟県知事 様

所在地 〒

評価機関名  
(法人名)

代表者氏名

印

認証番号

新潟県における福祉サービス第三者評価機関としての認証を下記のとおり  
辞退したいので、新潟県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第9条の  
規定により届け出ます。

記

辞退年月日	平成 年 月 日		
辞退の理由			
所属評価調査者	所属評価調査者氏名	養成研修修了番号	所属評価機関予定先

(注) 辞退年月日の前日まで、認証は有効です。

辞退の理由が、評価事業の廃止の場合は、その旨記入してください。

所属評価機関予定先が未定の場合は、空欄としてください。

(様式第6号)(第10条第3項関係)

新潟県福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書

第 号  
平成 年 月 日

様  
(認証番号 )

新潟県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で貴法人を評価機関として認証したことを下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

1 認証取消の理由

2 認証取消日

平成 年 月 日

認証の期間は、認証取消日の前日までです。

3 その他

認証取消日から起算して 年 月が経過する日までは、評価機関としての認証の申請を行うことができません。

(様式第7号)(第11条第1号関係)

新潟県福祉サービス第三者評価事業・実績報告書

平成 年 月 日

新潟県知事 様

所在地 〒

評価機関名  
(法人名)

代表者氏名 印

認証番号

新潟県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領(以下「要領」という。)第11条第1号の規定により、平成 年度における福祉サービス第三者評価事業の実施状況については、下記のとおりです。

記

1 評価実施福祉サービス事業者

No.	契約日	県報告日	種別	事業者名(施設名・事業所名)	所在地 (市町村名)	評価調査者数	公表の有無
1							
2							
3							
4							
5							

(注) 評価実施期間が翌年度に及ぶ場合は、県報告日、公表の有無以外の項目を報告するとともに、翌年度に改めて報告(記入)してください。

## 2 評価調査者

	評価調査者養成 研修修了者番号	氏名	担当分野 (該当に○)	評価実施福祉サービ ス事業者のNo.
所属評価 調査者			福祉・組織	
			福祉・組織	
			福祉・組織	
			福祉・組織	
			福祉・組織	
			福祉・組織	
			福祉・組織	
			福祉・組織	
			福祉・組織	

(注)「評価実施福祉サービス事業者のNo.」欄には、1の「No.」欄の該当番号を記入してください。

## 3 評価決定委員会（要領第7条第2号に係る評価機関のみ）

### (1) 委員

No.	氏名	区分	現職	No.	氏名	区分	現職
1				4			
2				5			
3				6			

(注)「区分」欄には、要領第7条第3号①、②、③のうち、該当するものを記入してください。

「現職」欄には、他の団体等の職員等である場合は、その所属・役職を記入してください。

### (2) 委員会の開催

評価実施事業者名（施設名・事業所名）	委員会開催日	出席委員のNo.

(注)「出席委員のNo.」欄には、(1)の「No.」欄の該当番号を記入してください。

#### 4 苦情解決

受付日	苦情の内容	対応経過	結果	完了日

#### 5 評価機関独自の評価調査者研修の実施状況

実施日	研修内容	実施場所	参加人員	(うち所属する 評価調査者数)

#### 6 評価を実施した上での課題・問題点等

--